

# 特別支援教育の推進

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、そのもてる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において実施されるものであり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校といった連続する多様な学びの場の充実を図り、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階に応じたきめ細かな指導を行うことが重要である。

### 1 広島県における特別支援教育の推進

#### (1) 広島県特別支援教育ビジョンの策定

県教育委員会は、平成20年7月に専門性に基づく質の高い特別支援教育の実現を目指して、広島県特別支援教育ビジョンを策定した。このビジョンは、障害のある幼児児童生徒一人一人の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、本県における特別支援教育の理念や方針等を総合的にまとめたものである。

#### (2) 特別支援教育推進基本方針

広島県特別支援教育ビジョンでは、今後の特別支援教育推進方針を次のように示している。

今後の特別支援教育推進方針	
<b>支援体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 適切な指導・支援を行うための校内体制の整備</li><li>○ 校種間の円滑な接続と幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援の体制整備</li><li>○ 特別支援教育の啓発・広報活動の推進</li></ul>
<b>教員の専門性の向上</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 免許法認定講習や教員長期研修派遣の実施</li><li>○ 特別支援教育に関する研修の充実</li></ul>
<b>特別支援学校における教育の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 幼児児童生徒一人一人の障害の種別・程度、発達段階及び教育的ニーズに応じた専門的な指導の充実</li><li>○ 職業的自立を促進する取組の充実</li><li>○ 重複障害のある幼児児童生徒に対するきめ細かな指導の充実</li><li>○ 特別支援学校のセンター的機能の充実</li><li>○ 複数の障害種別に対応した新たな特別支援学校の再編</li><li>○ 高等特別支援学校の設置の検討</li></ul>

参考HP：ホットライン教育ひろしま「広島県特別支援教育ビジョン」（平成20年7月）

### 2 インクルーシブ教育システムの構築

#### (1) 障害者の権利に関する条約

国においては、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」（以下、「条約」という）を平成19年に署名、平成26年に批准した。

条約の批准に当たっては、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、関連する国内法令の整備が進められた。また、教

育分野では、今後の特別支援教育の在り方が中央教育審議会で検討され、平成 24 年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」としてまとめられた。

本県はこれまでも広島県特別支援教育ビジョンに基づいて、個別の教育支援計画の作成等の体制整備を進めるなど、障害のある幼児児童生徒の指導の充実を図ってきたところである。この報告を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに的確に応えるきめ細かな指導を、より一層充実していくことが求められる。

## **(2) インクルーシブ教育システム**

条約で提唱されているインクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者がその能力等を最大限に発達させ、社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、個人に必要な合理的配慮の提供が必要とされる。

インクルーシブ教育システムの目的は、障害者基本法第 16 条に示されているとおり、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにする」ことである。自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える学びの場で、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けていけるようにすることが重要である。すなわち、教育的ニーズに基づいて設定された学習目標の達成に向け、適切な指導を行うことで、障害のある子供が自ら学びに関与し、「分かった」、「できるようになった」、「次はこのことにチャレンジしたい」という姿が見られる学びを創造することが求められる。また、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導を行う特別支援教育を推進することによって、子供たちが多様な学び方を正しく理解し、個人の価値を認め合う態度を養うことも求められる。したがって、個々の子供の障害の状態や教育的ニーズ等を十分考慮することなく、同じ場で学ぶことのみが追求されることは十分な学びを確保することにはならず、将来の社会参加を難しくするとともに、多様性を尊重する態度の育成にはつながらない可能性があることに注意が必要である。

## **(3) 合理的配慮**

合理的配慮とは、障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されている。例えば、発達障害等により言葉だけでは内容を理解しにくい子供に対して、具体的・視覚的な伝え方を工夫することがそれに当たる。

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、多様かつ個別性が高いものであることから、その内容は、個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも活用するとともに、十分な教育が提供できているかという観点で定期的に評価することが大切である。

なお、合理的配慮を決定するに当たっては、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先する必要があるかなどについて、学校と本人及び保護者が共通理解を図り、可能な限り、合意形成を図ることが望ましい。また、合理的配慮を検討するに当たっては、個々の子供の実態把握が重要であり、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携することが求められる。

参考HP：

中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）、中央教育審議会教育課程部会特別支援教育部会「特別支援教育部会における審議の取りまとめ」（平成28年8月）、国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」

### 3 特別支援教育を行うための体制整備

#### (1) 校内委員会の設置

校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置することが重要である。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めることが重要である。

#### (2) 特別支援教育コーディネーターの指名

校長は、特別支援教育の推進のため特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けて組織的に機能するよう努めることが重要である。

特別支援教育コーディネーターの役割には、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などがある。

#### (3) 外部専門家との連携

支援方法や支援体制を検討するに当たっては、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部専門家と連携を図ることが有効である。

#### (4) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用

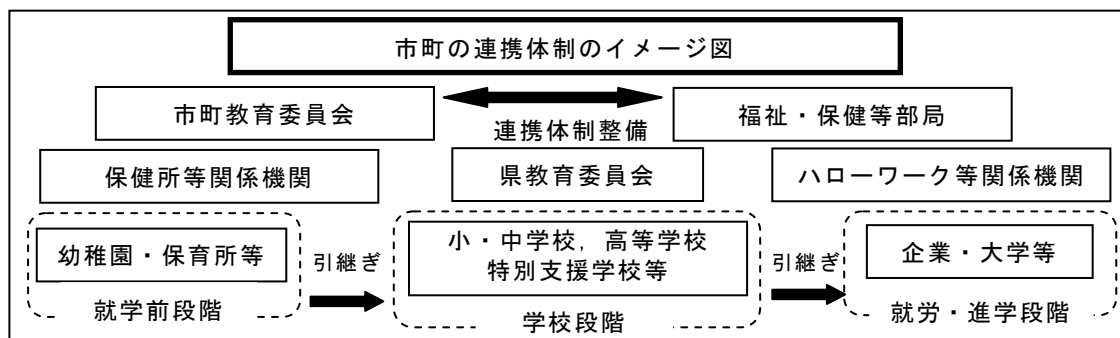
障害のある幼児児童生徒に対して、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた個別の教育支援計画や障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うために指導目標や指導内容・方法を具体化した個別の指導計画を活用した支援を進めることが重要である。

参考HP：文部科学省「特別支援教育の推進（通知）」（平成19年4月）、ホットライン教育ひろしま「特別支援教育ハンドブックNo.2」（平成20年3月）、「特別支援教育ハンドブックNo.3」（平成21年3月）、「一人一人が輝くために」（平成21年3月）

### 4 特別支援教育における連携

#### (1) 個別の教育支援計画を活用した連携

障害のある幼児児童生徒については、学校だけでなく、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的視点で就学前から学齢期、社会参加までを通じて適切な指導と必要な支援を行える体制を整える必要がある。



例えば、進路先に在学中の支援の状況を引き継ぐ際に、個別の教育支援計画を活用して関係者間で生徒の実態や支援内容について共通理解を図るなど、学校や関係機関における適切な指導や必要な支援に生かすことが大切である。

## **(2) 障害のある人を支援するためのサポートファイル**

障害のある人たちのライフステージを通じた一貫した支援の推進を図ることができるよう、障害のある人を支援するためのサポートファイルが県内全ての市町において配付され、啓発が図られている。このサポートファイルは保護者が子供に関する情報を記録し、必要に応じて関係機関に必要な箇所を提示することとなっている。

学校は、保護者から提示されたサポートファイルの情報を活用して、個別の教育支援計画を作成し、関係機関と連携して支援をすることが大切である。

## **(3) 特別支援学校のセンター的機能**

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の要請により、障害のある幼児児童生徒又は当該幼児児童生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行うなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努める必要がある。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の保育所又は幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等との連携を図ることが必要である。

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等は、在籍する障害のある幼児児童生徒に対して、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用することなどにより、個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うように努めることが大切である。

## **(4) 交流及び共同学習の推進**

交流及び共同学習には、障害のある子供と障害のない子供と一緒に活動に参加することで、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の二つの側面がある。交流及び共同学習の実施においては、この二つの側面は分かちがたいものとして捉えることが重要である。

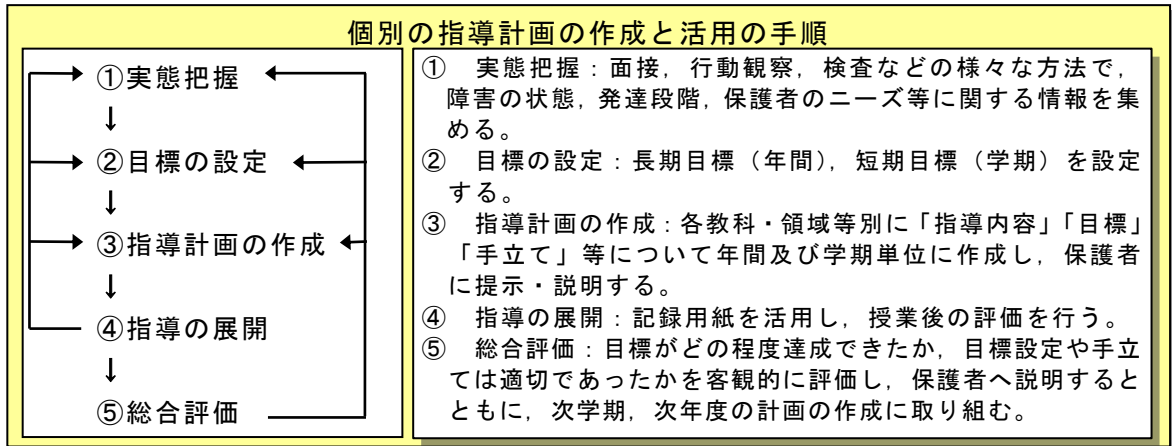
交流及び共同学習の実施に当たっては、特別支援学校と小・中学校等がそれぞれの学校の教育課程に位置付けるとともに、双方の学校同士が十分に連携を図り、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが必要である。

## 5 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

### (1) 個別の指導計画の作成と活用の手順

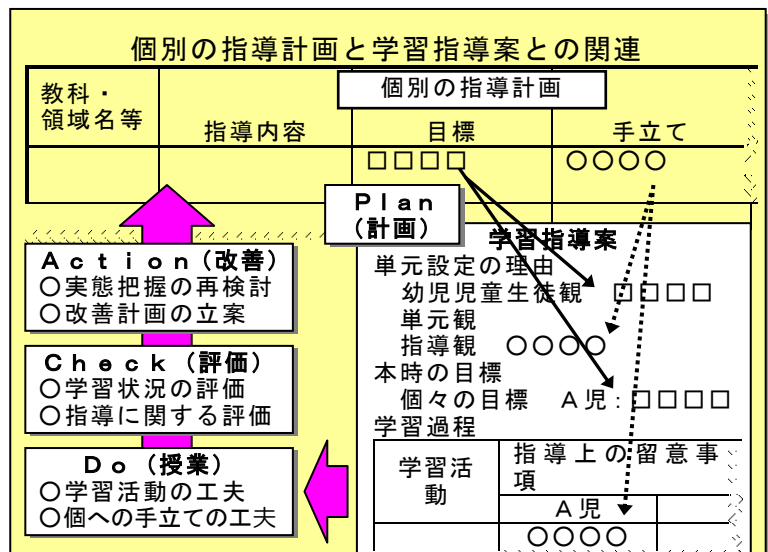
障害のある幼児児童生徒に対して、一人一人の障害の状態や発達段階に応じたきめ細かな指導の充実を図るためには、個別の指導計画を作成し、実際の指導に活用することが重要である。

個別の指導計画の作成に当たっては、個々の幼児児童生徒の的確な実態把握を行うとともに、それに応じた目標を設定し、指導内容や具体的な手立てを設定することが必要である。



### (2) 個別の指導計画に基づいた授業の実施

授業の実施に当たっては、個別の指導計画に基づいて、実際の授業における目標、指導内容、手立て及び評価の観点を中心に個別に明確にすることが必要である。そのためには、個別の指導計画と学習指導案との関連を明確にするとともに、実際の授業を通して評価を行い、改善を図ることが大切である。



参考HP：  
 ホットライン教育ひろしま「特別支援教育ハンドブックNo.2」（平成20年3月），  
 「特別支援教育ハンドブックNo.4 つなぐ支援 つなぐ笑顔 ～スムーズな校種間連携のために～」（平成26年3月）

## 6 特別支援教育における授業改善

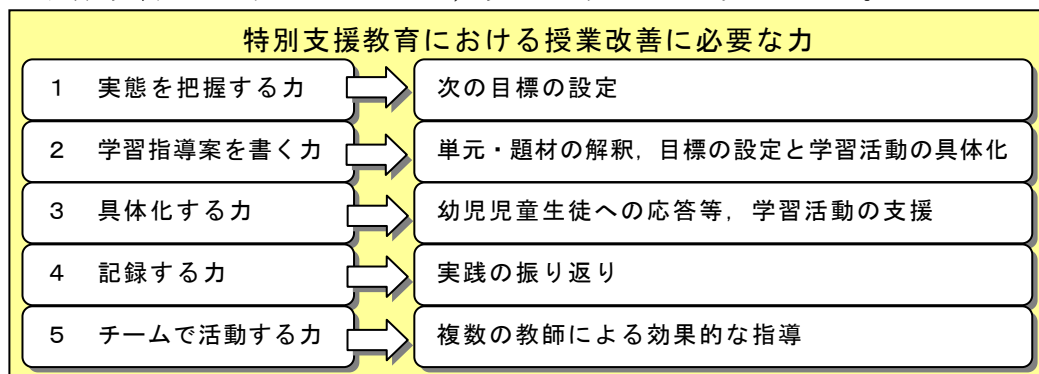
### (1) 授業改善の必要性

障害のある幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、生きる力を育むには、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るための教

育活動を展開することが重要であり、その中心となるものが授業である。

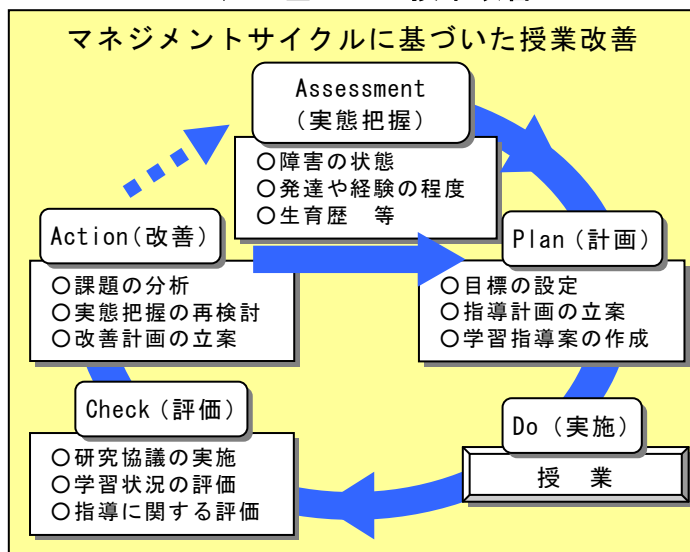
したがって、個々の実態や教育的ニーズを十分に考慮して、専門性に基づいた授業改善を進める必要がある。そのために、教材・教具の工夫や開発，研究授業の実施，研究授業後の研究協議会への参加，各種研修会への参加等を通して専門性を高めることが必要である。特に，特別支援学校や特別支援学級及び通級による指導を担当する教師は，幼児児童生徒一人一人の障害の状態及び発達段階や特性等を的確に把握し，個に応じた指導を充実していく必要があることから，特別な専門性が求められる。

授業改善に必要な力としては，次のような力が考えられる。



## (2) マネジメントサイクル (A・P・D・C・A) に基づいた授業改善

授業改善を効果的に進めるには，その過程にマネジメントサイクルを取り入れることが有効である。とりわけ，障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を充実するためには，計画 (Plan) を立てる前の実態把握 (Assessment) が重要である。個々の障害の状態及び発達段階や特性を的確に把握することで，一人一人に応じた目標や指導内容を設定したり，指導方法や指導体制の工夫改善に努めたりするなど，一人一人の教育的ニーズに応じた授業を実施 (Do) することが可能となる。また，授業改善を進めるには，授業後の客観的な評価 (Check) を通して授業の成果や課題を明らかにすること，さらに，評価に基づいた授業の見直しを行い，ポイントを整理して改善 (Action) することが大切である。



このようなマネジメントサイクル (A・P・D・C・A) に基づいた授業改善を組織的に進めることにより，個に応じた指導をより一層効果的に行うことが可能となる。

参考HP：

ホットライン教育ひろしま「盲・ろう・養護学校授業改善ハンドブック (平成 18 年 2 月)，  
「特別支援教育ハンドブック No. 3」 (平成 21 年 3 月)